

松江市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

松江市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 337 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第 4 条 適用区域内において、<u>別表第 1(ア)の項に掲げる面積が</u> 1,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、<u>同表(イ)の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表(ウ)の項に掲げる面積で除して得た数値(小数点第 3 位以下の端数があるときは、四捨五入し、第 2 位までとする。)</u>を合計した数値(延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該<u>合計した</u> 数値に<u>同表(エ)の項</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第 5 条 適用区域内において、特定用途に供する部分の延べ面積<u>及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)</u>が</p>	<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第 4 条 適用区域内において、<u>別表第 1(1)欄に掲げる式により算出して得た面積が</u> 1,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、<u>同表(2)欄に掲げる式により算出して得た数値</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該<u>算出して得た数値</u>に<u>同表(3)欄</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第 5 条 適用区域内において、特定用途に供する部分の延べ面積(<u>本条中「延べ面積」という。)</u>が 2,000 平方メートルを超える</p>

別表第2(ア)の項に掲げる面積を超え、かつ、同項に掲げる戸数以上となる建築物を新築しようとする者は、同表(イ)の項に掲げる建築物の部分の延べ面積(共同住宅の用途においては戸数)をそれぞれ同表(ウ)の項に掲げる面積(共同住宅の用途においては戸数)で除して得た数値(小数点第3位以下の端数があるときは、四捨五入し、第2位までとする。)を合計した数値(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(エ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 略

(大規模な共同住宅の特例)

第6条の2 第5条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用

建築物を
新築しようとする者は、別表第2(1)欄に掲げる式により算出して得た

数値(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該算出して得た数値に同表(2)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 略

する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕若しくは大規模の様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において**前4条**の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合)

第8条 建築物の敷地が適用区域とそれ以外の地域にわたる場合は、当該敷地の過半を占める部分が属する区域又は地域に当該建築物があるものとみなして、**前5条**の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第9条 第4条**及び第6条から第7条までの**規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕若しくは大規模の様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において**前3条**の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合)

第8条 建築物の敷地が適用区域とそれ以外の地域にわたる場合は、当該敷地の過半を占める部分が属する区域又は地域に当該建築物があるものとみなして、**前4条**の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第9条 第4条、**第6条及び第7条**の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル

ル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条及び第6条から第7条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3 略

- 4 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出

ル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数_____に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分_____については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上_____としなければならない。

3 略

- 4 第5条及び第7条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出

入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

(届出)

第13条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置する者は_____、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等について市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

別表第1(第4条関係)

(ア)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の延べ面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の延べ面積に0.5を乗じて得たものとの合計		
(イ)	百貨店その他の店舗に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を	共同住宅及び非特定用途に供する部分

入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(届出)

第13条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置する者は、**建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に併せて**、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等について市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

別表第1(第4条関係)

(1)	特定用途に供する部分の延べ面積(m ²) + (非特定用途に供する部分の延べ面積(m ²) / 2)
(2)	(特定用途に供する部分の延べ面積(m ²) / 150m ²) + (非特定用途に供する部分の延べ面積(m ²) / 450m ²)
(3)	1 - ((1,000m ² × (6,000m ² - 延べ面積(m ²))) / (6,000m ² × (1)欄で算出した面積(m ²) -

		除く。)に供 する部分		1,000m ² ×延べ面積(m ²))
(ウ)	150 平方メー トル	200 平方メー トル	450 平方メー トル	1 (1)欄各項に掲げる部分の延べ面積は、駐 車施設の用途に供する部分の面積を除き、 観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面 積を含む。
(エ)	1-(1,000 平方メートル×(6,000 平方メー トル-延べ面積))/(6,000 平方メー トル×(ア)の項で算出した面積-1,000 平 方メートル×延べ面積)			2 (2)欄各項で算出する数値は、小数点以下 3 位を四捨五入し、2 位までとする。 3 (3)欄に掲げる延べ面積は、駐車施設の用 途に供する部分の面積を除き、観覧場にあ つては、屋外観覧席の部分の面積を含む。
備考				4 (3)欄で算出する数値は、小数点以下 3 位 を四捨五入し、2 位までとする。
1 (ア)の項に掲げる部分及び(イ)の各 項に掲げる部分は、駐車施設の用途に 供する部分を除き、観覧場にあつては、 屋外観覧席の部分を含む。				
2 (エ)の項に掲げる延べ面積は、駐車施 設の用途に供する部分の面積を除き、 観覧場にあつては、屋外観覧席の部分 の面積を含む。				
3 (エ)の項で算出する数値は、小数点第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする。				

別表第 2(第 5 条関係)

(ア)	2,000 平方メートル				2,000 平方メ ートル かつ 50 戸
(イ)	百貨店 その他 の店舗 の用途 に供す る部分	事務所 の用途 に供す る部分	倉庫の 用途に 供する 部分	特定用 途(百貨 店その他 の店舗、 事務	共同住 居の用 途に供 する部 分

別表第 2(第 5 条関係)

(1)	(百貨店その他の店舗の用途に供する部 分の延べ面積(m ²)/3,000m ²)+(事務所の 用途に供する部分の延べ面積(m ²)/5,000 m ²)+(倉庫の用途に供する部分の延べ面 積(m ²)/1,500m ²)+(特定用途(百貨店そ の他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に 供する部分の延べ面積(m ²)/4,000m ²)
(2)	1-((6,000m ² -特定用途に供する部分の 延べ面積(m ²))/(2×特定用途に供する部 分の延べ面積(m ²)))
1	(1)欄各項に掲げる部分の延べ面積は、駐

				所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分		車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。	
(ウ)	3,000 平方メートル	5,000 平方メートル	1,500 平方メートル	4,000 平方メートル	100戸	2 (1)欄各項で算出する数値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位までとする。 3 (2)欄に掲げる延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。 4 (2)欄で算出する数値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位までとする。	
(エ)	1-(6,000平方メートル-特定用途に供する部分の延べ面積)/(2×特定用途に供する部分の延べ面積)						
備考							
1 (イ)の各項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。							
2 (エ)の項に掲げる延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。							
3 (エ)の項で算出する数値は、小数点第3位を四捨五入し、第2位までとする。							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手したものについては、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の松江市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定中「特定用途」とあるのは、

「特定用途（共同住宅を除く。）」と読み替えて適用する。